

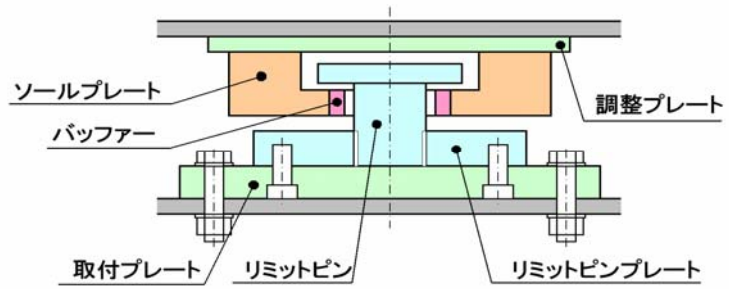
技術概要書（様式）

※別紙2

技術分類	<input checked="" type="radio"/> 安全 <input type="radio"/> 防災 <input type="radio"/> 環境 <input type="radio"/> コスト <input type="radio"/> ICT <input type="radio"/> 品質    (該当する分類に○を付けてください)		
技術名称	SEリミッター	担当部署	九州支店
NETIS登録番号	QS-120021-A	担当者	松本 綾介
社名等	(株)エスイー	電話番号	092-473-0191
技術の概要	<p>1. 技術開発の背景及び契機</p> <p>道路橋示方書に定義される「落橋防止システム」を構成する要素のひとつとして変位制限構造がある。その機能は支承が損傷した場合に、上部工と下部工の相対変位が過大なることを防止するものであり、落橋防止構造とは要求性能が異なる。</p> <p>変位制限構造については、平成8年道路橋示方書にはじめて記載された。これは平成7年の兵庫県南部地震により橋桁の落下等による大きな被害を受けたからである。それ以降は落橋防止システムの一部として、設計方針が規定されるようになった。このような状況から、変位制限構造の開発に至った。</p> <p>2. 技術の内容</p> <p>①全方向(橋軸・橋軸直角)対応型          ②機械加工のため、水平力や移動量を任意に選定することができる          ③アップリフト(浮き上がり)防止機能付き          ④エネルギー緩衝機能付き(ソールプレート側に取付)          ⑤ピン部材以外は亜鉛アルミニウム溶射          ⑥ピン部材の防錆はダクロダイズド処理+DMコート          ⑦緩衝装置をピン部材に固定していないためピン部材のメンテナンス性に優れる</p> <p>3. 技術の効果</p> <p>変位制限機能のみでなく、付加機能として桁の浮き上がりを防止する機能およびバッファーによる衝撃力緩和機能を備えている。防錆仕様としては、溶融亜鉛めっきより優れた亜鉛アルミニウム溶射を基本防錆仕様としている。さらにピン部材には100年の耐久性が期待できるDMコートを採用しているので、目視確認できない箇所も安心できる。</p> <p>4. 技術の適用範囲</p> <p>①適用可能な範囲          変位制限を必要とする橋梁          ②適用できない範囲          特に無し          ③適用にあたり、関係する基準およびその引用元          道路橋示方書</p> <p>5. 活用実績</p> <p>国の機関 12件          自治体 28件</p>		

6. 写真・図・表

○部品図



○取付図

